

④ 事業専従者控除

Q : 青色の事業者が親族に支払う給与は青色事業専従者給与として費用になるそうですが、白色事業者にはそのような制度はないのですか？

A : 白色事業者にも事業専従者の取扱いがあります。

【解説】

白色事業者にも事業専従者がいる場合において、次の要件を満たすときは、一定の控除額(事業専従者控除)を必要経費に算入できることとなっています。

ただし、これは事業専従者に給与を支給しているか否かには関係なく適用されます。

- ① 事業主と生計を一にする配偶者、その他の親族が対象になり、親族が専従者になる場合には、年齢が15歳以上であること
- ② 事業主が事業として営む商売であること
- ③ 確定申告書にこの適用を受ける旨の記載があること
- ④ 事業専従者の従事可能期間が、年間の半分以上であること

そして、事業専従者控除額は、次のいずれか少ない金額とされています。

- イ. 配偶者が専従者の場合は86万円、その他の親族が専従者である場合は専従者1人につき50万円
- ロ. この控除額を適用する前のその事業所得を専従者の数に1を加えた数で割って計算した所得金額

